



## 大化前代の紀年(三)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2012-11-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 栗原, 薫 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.32150/00002910">https://doi.org/10.32150/00002910</a>

## 大化前代の紀年 III

栗 原 薫

### 序

私は『大化前代の紀年 I』で、継体——敏達間の記紀・法王帝説、元興寺縁起、扶桑略記等に辛酉起点半年一年の紀年（通常年の辛酉の年の前半を辛酉として、通常年の半年を一年とし、通常の干支の順におくって行き、通常の三十年で一巡する。その様な干支紀年）が存在することを、同一事件について、通常の紀年と辛酉起点半年一年の紀年との両方が存在するもの八例をあげて実証した。ついで『大化前代の紀年 I』『大化前代の紀年 II』で、辛酉起点半年一年の紀年は雄略以前にも存在する事を論証し、修正紀年を考えた。

それにつづいてこの論文で、第一章において上代紀年の研究史、第二章で私の修正紀年が今までの上代史研究に及ぼす影響について、第三章において記紀の天皇崩御の日付について論じた。

—

紀年論研究が科学の軌道にのったのは、那珂通世の『上世年紀考』に於いてである。

そこでの収獲は、書紀百濟五王の薨年と、『東国通鑑』のそれら五王の薨年とが、干支において一致し、書紀のそれら記事の紀年は、書紀所引『百濟記』のより干支二運一二〇年さかのぼらせたものだという事が明らかになった事である。

那珂氏が讖緯説によって神武紀元が定められたとされた点は、今までほとんど定説と考えられて来た。しかし辛酉起点半年一年の紀年が発見された今日、氏の説が正しいとは必ずしも言えない。

書紀の允恭崩年以前の紀年は半年一年のである事を、私は上述『大化前代の紀年』で述べた。そうだとすると、神武元年は西歴紀元前九八年となる。書紀の神武天皇日向発向はその七年前で、これを半年一年の七年と見ると四年前になるから、紀元前一〇二年となる。『古事記』によると、神武天皇日向発向より大和平定まで十六年かかっている。これを半年一年の十六年とみると八年になる。それと加えると紀元前一〇六年となる。その二年前紀元前一〇八年には、前漢の武帝が楽浪等四郡を朝鮮半島に置いて、確実な支配を始めた。その直後に神武天皇は日向を出発されたという事になる。

我が皇室は、最初は南九州で神聖な家族として尊崇されていた。当時、南海、江南より、南九州、北九州をへて、朝鮮、満州、北支に至る貿易路があった。その支線が日本列島の南北及び瀬戸内を奥深くは入っていた。南九州は黒潮と対馬海流の分岐点であって、その貿易路の要地であった。皇室はその貿易路を利用する商人等を支配して一勢力をなしていた。しかるに漢が朝鮮を併合し所謂

真番の利を手中にしてより、皇室は存立の基礎をおびやかされるに至り、数年の後安全な近畿地方に移動し、再建に努められたのであろう。

中臣の始祖天兒屋命の兒屋が、『魏志』の狗邪韓国の狗邪と同じである(狗は卑狗—彦の狗で、後世のコに当る。又邪は邪馬台の邪で後世のヤに当る。狗邪でコヤである。)等、南九州における皇室にはかなり商業的な性格がある。それをかって私は『史流』12号「大化前代の朝鮮半島及び南方への交通について」(昭和46年)で発表している。

紀元前98年即位という事になると、無論当時には水田耕作が行なわれて居たという事も加って、不自然さはなくなる。大体何百何十年位前という口承があって、それを基礎にして作られた紀年と考えても不自然ではない。

辛酉起点半年一年の紀年が使われたのは、我国に元来半年一年の暦があり、支那の暦法をそのまま輸入出来ぬ事情があったからである。安本美典氏は『邪馬台国への道』(昭和42年)で、『魏志』に『魏略』曰、其俗不知正歳四節、但記春耕秋收為年紀とあるのをあげ「これは春と秋とを区切りとして、年を記していたという意味にとれないこともない。秋に、新穀をたべる祭が、非常に古くからあったことなどは、『古事記』に、『大嘗聞こしめす殿(新穀を召上る祭殿)』などということばがみえることからもうかがわれる。しかし裴松之が註にひいた『魏略』の記事を、古代の日本では、秋の正月と春の正月とがあった証拠とまでするのは、ゆきすぎかもしれない。いくらか、そのようなことをうかがわせるにしても。」として、又同じく『魏志』の其人寿考、或百年、或八九十年という記述を引き、それが『古事記』の神武天皇から雄略天皇までの平均年齢九一才程とかなりよく一致しているが、『魏志』は倭人が半年を一年とした暦で数えた年を述べるのをもとにして、倭人は長寿だとのべているのだらうとされた。又古田武彦氏は、『邪馬台国はなかった』(昭和52年)で、もっと確定的に、倭人の年齢計算法は、魏の「正歳」の二倍、つまり「一年に二回歳をとる」方法だったのであると、同じ史料をあげて述べて居られる。津田左右吉氏は『日本古典の研究』で、この『魏略』引用文を引いて当時「暦の知識の無かったことが知られると共に、文字の用いられなかったことが想像せられる。支那の文字が用いられるば、おのづからそれに伴う知識が伝えられねばならず、さすれば簡単な年月を記載するぐらいの知識がないことはなかったはずである。」とされた。しかし当時の倭には、『魏志』によると、租賦が取められ、邸閣つまり軍事上の大倉庫もあり、裁判もあったので、行政上の必要からも一定の、何月何日と言えは誰れにもその日と分る暦があったに違いない。まして国々に市や、それを管理する大倭がいたが、その大倭や市を出入りする商人達も、一定の暦がなければ不便であろうから、不知正歳四節云々の記事は、津田氏の様によむべきではなく、安本氏や古田氏の様によむべきだと思う。まして辛酉起点半年一年の暦が後世使われていた事が明らかになってみると、その基礎に支那文化に接触する以前からの半年一年の暦があったこと事がたやすく考えられるのであるから、『魏志』の正歳云々の記事をそうした状態を示しているのだと解すべきである。

允恭天皇以前の書紀の紀年をその様な半年一年の紀年と考えると(反正・履中は例外)、書紀の神武元年はそう不自然な年でなくなるのであるから、今までの様に無理な延長の原因を特に考える必要はない。

『大化前代の紀年 II』で述べたが、允恭——雄略にかけて、辛酉起点半年一年の紀年を通常紀年と間違え、そこから更に辛酉起点半年一年の紀年を出した例が多数ある。『古事記』允恭崩年干支：雄略紀の最初の呉への遣使の紀年である。又雄略天皇の『古事記』宝算は、辛酉起点半年一年の紀年の允恭紀と通常紀年の安康、雄略紀を単純に結びつけて得た62才を二倍して得た124才である。これらの計算は允恭、雄略期をかなり遠ざかり、しかも半年一年の暦法も行われていた時期に行わ

れたに違いない。そして半年一年の紀年の実例のあるのは推古期までであるから、その様な計算が行われたのは、遅くも推古期である。その史料となった辛酉起点半年一年の紀年の史料はそれより前であるから、推古天皇九年辛酉の年を起点にその一二六〇年前の辛酉を讖緯説によって神武元年にしたとしても、それより早く辛酉起点半年一年の紀年が行われていたという事になる。

したがって辛酉起点半年一年の紀年は、讖緯説によって神武元年を出し、それに合せて作った様なものではない。日本の習慣に合せて、半年一年の干支を作り、支那の干支との一致点として、支那暦の辛酉年の前半年をえらんで辛酉としたというに過ぎない。それ以上の意味は考えられない。

かつ讖緯説は、支那暦で一年を一年とした場合について考えられた法則であるから、半年を一年とした辛酉では意味がない。辛酉ならよいというものでもない。

上述した様に、允恭以前を半年一年とすると、神武元年はそう不自然な年ではないのであるから、神武元年辛酉は本当にそうだったか、或は辛酉起点半年一年の干支の最初の干支だから辛酉とされたのかどちらかの理由で辛酉となった可能性がある。

その上『大化前代の紀年』及び『大化前代の紀年 11』で論じた様に、允恭紀紀年と、安康紀紀年、雄略紀紀年とが結合した時、十六年の差が生じたという事がある。その差は仲哀崩年、成務崩年、崇神崩年にも見られるのである。(書紀編纂の際の修正で少しづつずれている。) その時以後に神武紀元が考えられたのでなくて、それ以前からあったとすると、書紀紀年から十六年さかのぼらせねばならない。すると乙巳になって辛酉ではないという事もある。

或は漠然とそれより何百何十年前と半年一年の数え方で記述されていたのが、それが半年一年の数え方だという事が忘れられた後、それが推古天皇九年辛酉又は齊明天皇七年辛酉より一部 1260 年又は 1320 年前後前である事を考え、讖緯説によって辛酉と確定したという事も考えられる。その場合讖緯説が利用された点では那珂説と同じであるが、その際、紀年を延長したという意識はなかったであろう。

いづれにせよ讖緯説による神武紀元ひいては書紀紀年の延長があったとする考えを定説視するのは間違いである。半年一年の紀年、年数を通常の紀年、年数と間違えた為に、実質的にのびたのである。

さて書紀の百濟王薨年と、『東国通鑑』の百濟王薨年とが一致する事を指摘し、書紀紀年に百二十年の延長がある事を発見されたのは那珂氏の功績であるが、その紀年が正しいかどうかという事になると別問題である。『日本書紀研究』第一冊の「日本書紀所載の百濟王暦」で、三品彰英氏は「彼我史籍の一致の部分は文献の系統が同系であることを意味するものであって、必ずしも史実の正誤を判ずる規準とはなし得ないのである。」とされたがその通りである。

『三国史記』は平安末、『三国遺事』は鎌倉時代に成立したもので、我国上代より七百年以上距った述作であり、漢史に依拠した編輯という事もあって、元来軽視されていた。

しかし那珂氏か書紀の百濟五王薨年が韓史百濟五王薨年と干支の点で一致している事を指摘されてより、次第に韓史が尊重される様になった。

そして第二次世界大戦後は無批判な韓史利用が横行する様になった。その名は列挙にいとまないが、山本武夫氏等もその一人である。好太王碑の紀年より『三国史記』の紀年の方をとって居られる。好太王碑は好太王薨云の翌々年、その子長寿王によって作られたもので同時代史料である。どちらをとるべきかは自明の事である。

ここに韓史の史料批判を試みたい。

『三国史記』の百濟王譜の肖古王より前は、後より加上つまり付加えられた部分だという事、肖古王より腆支王までは十年史実よりずれている事を論じたい。

『雄略紀』二年秋七月、池津媛記事注に、『百濟新撰』云、己巳年、蓋鹵王立云々とある。

己巳年は通常紀年とすると429年で、『三国史記』蓋鹵王即位の乙未455年より26年前という事になる。

あまり離れているので池内宏氏は、『日本上代史の一研究』で、『応神紀』三十九年貢上の新齊都媛の従者であろうとされた。

しかし己巳は辛酉起点半年一年の紀年で、その通常紀年は乙丑か乙未である。その乙未が『三国史記』と合う。つまり『百濟新撰』のその紀年は、一応は正しいのだが、我国の辛酉起点半年一年の紀年なのである。

これは我国の紀年の下の我国の記録が、百濟系史書に取り入れられている例である。

『三国史記』はそれを128年(戊辰)——166年の蓋婁王に移して生している。蓋婁王は戊辰の即位であるが、その翌年が己巳である。これは己巳を日本風の越年称元とみて、韓風に一年前の即位としたのである。(日本では前帝崩御の翌年が新帝の元年となり、朝鮮では前王薨云の年が新王の元年となる。)無論実在の蓋鹵王は455——475在位で別にいるのである。

蓋鹵王に似ているのが、書紀の応神二十五年、直支王薨・即子久尔辛立為王。である。応神25年は甲寅で干支二運下げると414年である。『三国史記』は420年(庚申)腆支王薨。久尔辛即位である。その久尔辛と『三国史記』六代古尔王(甲寅234——丙午285)とは王名と即位年の干支とが一致する。

久尔辛と古尔が同名という説明——クとコとは子音が同じで、母韻は交代しやすいウとオであるから、クニとコニとは同一の音韻より出ていると思う。百濟王を意味する書紀傍訓のコキシ、コニキシの、コニは帯方郡の郡のグが頭音なので清音化してクとなり、ンに母韻が補われてニとなり、両方合せてクニとなり、更にクの母韻がウよりオに交代したものである。コとはグン→クンのクの母韻がオに交替し、ンが省かれたものである。キシは百濟貴族の称号で、百濟帰化人人名の末尾によく付けられている。コニキシ、コキシで、帯方郡を治める貴族の意である。久尔辛は、クニシで、郡→グン→クニに、キシが縮ってシとなったものが付いたものである。古尔王は、古尔コニは郡→グン→クニ→コニで、王をもキシ、シというので、古尔王で、コニシ→クニシ→久尔辛となる。つまり久尔辛と古尔王とは同じ名なのである。(久尔辛の方は辛と王と同じ意味のものを重ねているのである。)

この場合も、書紀と同系統の史料を見て、その即位の干支紀年と王名とを、干支は同じだが大分溯らして前の方に付けたのである。或は書紀を見て利用したのかも知れない。唯この場合は越年称元とみて、当年称元に直す作業が行なわれていないが、書紀をみると直支王薨云の年が久尔辛即位の年になっているのでその必要がないのである。

『三国史記』では、肖古王、仇首王に、近肖古、近仇首が重って二重になっている。

『三国史記』の肖古王は即位年は近肖古と同じ丙午で、166——214、仇首王は214——234である。

この近肖古・近仇首は、『古事記』の照古王、書紀及び書紀注百濟系史書の肖古、貴須に紀年の上で一致する。又『晋書』の句、その世子の暉(『梁書』では須)が担当する。

166——234は、『復漢書』、『魏志』の時代であるが、それら漢籍にはその時代には百濟は影も形もない。

この近肖古、近仇首は後世のでっちあげで、肖古、仇首をそれぞれ近肖古、近仇首とし、その前に肖古、仇首を置く事で二倍に水増ししているのである。

ここに紀元前37年からの『三国史記』の百濟王譜の中128——286は後世の加上であるという事になった。それ以前はどの様にして加上したのか分らぬが、加上された部分である事は明らかであ

る。

かかる加上の経過はある程度分る。

統紀(桓武天皇)延暦九年津連眞道等の上表に、貴須王者、百濟始興十六世王也・・・降及<sub>レ</sub>近肖古王<sub>レ</sub>、遙慕<sub>レ</sub>聖化<sub>レ</sub>、始聘<sub>レ</sub>貴国<sub>レ</sub>、是則神功皇后攝政之年也、其後輕島豊明朝御宇応神天皇、命<sub>レ</sub>上毛野氏遠祖荒田別<sub>レ</sub>、使<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>百濟<sub>レ</sub>、搜<sub>レ</sub>聘有識者<sub>レ</sub>、国主貴須王恭奉<sub>レ</sub>使旨<sub>レ</sub>、挾<sub>レ</sub>採宗族<sub>レ</sub>、遣<sub>レ</sub>其孫辰孫王<sub>レ</sub>隨<sub>レ</sub>使入<sub>レ</sub>朝、天皇嘉<sub>レ</sub>焉、特加<sub>レ</sub>寵命<sub>レ</sub>以爲<sub>レ</sub>皇太子之師<sub>レ</sub>矣、於<sub>レ</sub>是始伝<sub>レ</sub>書籍<sub>レ</sub>、大闡<sub>レ</sub>儒風<sub>レ</sub>、文教之興、誠在<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>此<sub>レ</sub>とある。

これは王辰系の一族が、王仁子孫西文首氏とは別系であるのに、王姓なのを利用して勝手な類似した始祖伝説を公然と主張しているのであるが、又肖古王が新旧に分れた最初の史料でもある。

王仁の真の子孫の文忌寸最弟等は、延暦十年、上表して、漢高帝之後曰<sub>レ</sub>鸞、鸞之後王狗、転至<sub>レ</sub>百濟、百濟久素王時、聖朝遣<sub>レ</sub>使徵<sub>レ</sub>召文人<sub>レ</sub>、久素王即以<sub>レ</sub>狗孫王仁<sub>レ</sub>貢焉、是文、武生等之祖也といつて、王仁子孫は漢人系で百濟系と異なる旨いつている。更に貴須王を久素王とのみ言っている。延暦九年眞道等の上表と共に、まだ近貴須とは言っていない。

『新撰姓氏録』に至つて、右京諸蕃の中に、広野連の祖に近貴首王が出てきている。又近肖古王も左京諸蕃の中に石野連の祖として出している。しかし速古王、速古大王、陰太貴首王、貴首王とのみ記されているのもある。

『新撰姓氏録』の百濟系諸氏族の系譜はかなり混乱している。

さきの眞道上表では、貴須は都慕十六世孫であるが、その上表で眞道は菅野朝臣という姓を貰つた。『姓氏録』では、その菅野朝臣は都慕王十世孫貴首王の後になっている。『三国史記』では十五世孫である。(『三国史記』では都慕の子温祚より十四世という事になる。)『三国史記』では武寧王は温祚より二五世孫、都慕より二六世孫であるが、『姓氏録』では、和朝臣は都慕王十八世孫武寧王の後である。『姓氏録』では、百濟朝臣は都慕王三十世孫惠王の後であるが、『三国史記』では惠王は温祚より二八世、都慕より二九世孫である。

我国の奈良時代末期、光仁治政より百濟王譜が肥大しはじめた。肖古、貴須に、新肖古、新貴須が出来て、王譜が倍増したのは、その最も顕著なものであった。色々な肥大の仕方があったので、先述の様に十八世になったり、二十世になったりするのである。

近肖古王、近貴須王の存在や蓋婁王、古尔王について述べた所は、どの様にしてそれら諸王が加上されたかを教えているのである。

今まで百濟諸王の加上について述べたが、今度はどの辺から信用出来るかについて述べたい。

『晋書』では咸安二年(372)、百濟王句の遣使を記している。句は『古事記』では照古王、『日本書紀』(『百濟記』が史料にされている)には肖古王として、それぞれ百濟最古の王として出ている。句以前は実在しなかったとみるべきである。『新撰姓氏録』には、『三国史記』の王譜では近肖古王の二代前の比流王の子孫が、広井連、汶斯氏、春野連、岡屋公などというが、よい先祖をもたぬ歸化人が勝手に先祖にでっちあげたのである。

肖古王以後が実在の王だという事は別の面からも説明出来る。

『宋書』(梁沈約撰)には、百濟国、本與<sub>レ</sub>高麗<sub>レ</sub>俱在<sub>レ</sub>遼東之東千餘里<sub>レ</sub>、其後高麗略<sub>レ</sub>有遼東<sub>レ</sub>、百濟略<sub>レ</sub>有遼西<sub>レ</sub>、百濟所<sub>レ</sub>治、謂<sub>レ</sub>之晋平郡晋平県<sub>レ</sub>とあり、『魏書』(北齊魏収撰)には、百濟国其先出<sub>レ</sub>夫餘<sub>レ</sub>、其国去<sub>レ</sub>高句麗<sub>レ</sub>千餘里<sub>レ</sub>、処<sub>レ</sub>小海之南<sub>レ</sub>、其民土着、地多下濕、率皆山居、有<sub>レ</sub>五穀<sub>レ</sub>、其衣服飲食與<sub>レ</sub>高句麗<sub>レ</sub>同とあり、『梁書』(唐姚思廉撰)は『宋書』とほぼ同じであるが、百濟亦拋<sub>レ</sub>有遼西晋平二郡地<sub>レ</sub>矣、自置<sub>レ</sub>百濟郡<sub>レ</sub>とあり、『周書』(唐令狐德棻等撰)には、其先馬韓之属国、夫余之別種、有<sub>レ</sub>仇台者<sub>レ</sub>、始<sub>レ</sub>国於<sub>レ</sub>帶方<sub>レ</sub>とあり、『隋書』(唐魏徵等撰)には、百濟之先、出自<sub>レ</sub>高麗国<sub>レ</sub>、

其国有<sub>一</sub>侍婢<sub>忽</sub>・・・・、名曰<sub>東明</sub>、及<sub>長高麗王忌</sub>之、東明懼逃、夫余人共奉<sub>之</sub>、東明之後、有<sub>仇台者</sub>、篤<sub>於仁信</sub>、始立<sub>其国于帶方故地</sub>、漢遼東太守公孫度、以<sub>女妻</sub>之、漸以昌盛、為<sub>東夷強国</sub>、初以<sub>百家濟海</sub>、因号<sub>百濟</sub>とあり、『南史』(唐李延寿撰)には、百濟者、其先東夷・・・・馬韓有<sub>五十四国</sub>・・・・百濟即其一也、後漸疆大、兼<sub>諸小国</sub>、其国本與<sub>句麗</sub>、俱在<sub>遼東之東千余里</sub>、晋世、句麗既略<sub>有遼東</sub>、百濟亦挾<sub>有遼西晋平二郡地</sub>矣、自置<sub>百濟郡</sub>とあり、『北史』(唐李延寿撰)には、百濟之國、蓋馬韓之屬也、出<sub>自索離国</sub>、其王出行、其侍兒於<sub>後任娠</sub>・・・・(侍兒)後生<sub>男</sub>・・・・名曰<sub>東明</sub>、及<sub>長善射</sub>、王忌<sub>其猛</sub>、復欲<sub>殺</sub>之、東明乃奔走、南至<sub>淹滯水</sub>・・・・至<sub>夫余</sub>而王焉、東明之後有<sub>仇台</sub>、篤<sub>於仁信</sub>、始立<sub>国帶方故地</sub>・・・・とある。

唐以前に成立した『宋書』『魏書』には、高句麗と共に満州にいたのが南下して国を建てたとあるだけだが、唐代成立の『周書』『南史』『北史』には、其先馬韓の属国という事と、高句麗と共に満州にいたのが南下して帯方故地に国を建てたという事とを合せ記し、矛盾した内容を持つ記述になっている。これはもともとあった『宋書』『魏書』の方をとるべきである。

百濟はもともと帯方故地の国であった。476年高句麗にほとんど亡されたので、我国の保護の下にあった馬韓の中に国を再建した。殊に538年、更に都を南に移して泗泚にするといよいよ馬韓の国となった。それより段々馬韓よりの伝説を持つ様になったのである。

つまり事実は元来馬韓とは全く関係のない者が、満州より南下して帯方故地に国を作ったのである。王家を余というのも夫余との関りを示している。

『資治通鑑』には、永和四年(346)正月条、夫余がかって鹿山にいた昔、百濟に侵されて西に移動して、燕の近くに住む様になったとある。

百濟が史上にはっきりとした形で姿を見せるのは、『晋書』載記の慕容皝伝、封裕の燕王皝への諫言に、「百濟の民が、高句麗・宇文・段部と共に軍隊の手で移動させられて、燕の都の近くにいる。」とあるのがはじめてである。

咸康7年(341)、燕が高句麗を破り、その都の丸都をおとし、王の父の墓を暴き、都をこわして歸つてより間もなくして封裕の諫言が行われた。

燕が高句麗を破った時、高句麗の貴族・人民の一部を分割して百濟としたのであろう。『梁書』の百濟郡はその様な百濟が作ったのであろう。316年西晋滅亡前後より、慕容部の虜は支那の知識人に理解を示したので、北支の漢人の流亡して、燕に住みつく者が多かった。彼等は出身地によって、僑郡を作って住んだ。その中には高句麗に313年に亡された楽浪、帯方二郡の民も混っていた。彼等も楽浪・帯方の二僑郡を作っていた。『梁書』の百濟郡も類似のものであろう。それら僑郡の官職は別地方出身の有力者を宛てていた。百濟王家はその様な帯方僑郡の地方官となり、帯方郡よりの流亡の民と親しくなったのであろう。

燕に亡された高句麗は、燕に制せられていたが、355年承和11年11月、高句麗王釗が納質修貢、つれさられていた母の返還を請うたので、燕王篤はそれを許して、釗を楽浪公に封じた。

『資治通鑑』によると、354年永和十年、燕王篤は子の温を帯方王、寧北將軍度を楽浪王としているから、燕は355年に楽浪を高句麗に返したのである。

しかし帯方郡は高句麗に與えず、温が帯方王となった354年より、百濟王が卓淳国に倭に通交の道を質ねた364年(『日本書紀』)までの間に、百濟王家に與えられたのである。

百濟王家は帯方僑郡の民と共に帯方郡に行ったが、高句麗はその北にあって、その成立の事情からして脅威であり、天地容れざる敵であった。

そのような百濟にとって最も頼れるのは燕であった。

その燕は高句麗を亡した後、永和7年(351)後趙を亡した。翌永和8年(352)燕王鴆は皇帝の位についた。かくて燕は北支東半の覇者となった。しかし鴆が升平4年(360)42才で卒し、第三子暉が幼少で即位するや、燕は段々と不安定となってきた。それでも叔父の恪が暉を助けている間はよかったが、恪が太和2年(367)、暉に叔父の垂を「将相の才、臣に十倍せり」といい、又垂に国政を委ねねば、「秦(前秦、当時北支西半を領有していた)晋(東晋)、必ず窺窬の計有らむ。」と言いつつ卒してから、急に国運が傾いた。秦の符堅は恪の卒を知り、燕を亡そうと計畫を立てはじめたが、猶しばらく大事をとっていた。暉は恪の遺言に従わず、凡庸で猜疑心の強い評を輔佐にした。太和4年(369)垂は殺されそうになったので、11月狩獵と称して符堅の秦に亡命した。翌太和5年(370)符堅は燕を攻めて11月これを亡した。(『資治通鑑』『晋書』載記)

百済が我国に積極的に接触しはじめたのは、高句麗に備える為に、高句麗をはさむ形の燕だけでは段々不安となった為であろうか。太和2年(367)恪卒し、太和4年(369)垂が亡命するや、百済は我国を燕の代りとするに至った。太和4年(369)以来の百済の度かさなる我国との盟約はその意味があったろう。

『日本書紀』によると、神功四四年(364)、百済が我国に接近しようとして、その使が卓淳国(今の大邱)に来て、我国に至る方法を聞き、翌々366年卓淳に来た我国の使者斯麻宿称の従者を百済に迎え、王は宝庫を従者にみせて、我国に献上したいと言った。翌367年百済の使が我国に来た。それ以後、我国と百済との間に緊密な関係が生れた。翌々369年には我国は朝鮮半島に出兵した。その又翌年370年に燕は亡んだ。『三国史記』に369年より371年にかけて、高句麗と百済が戦ったが、百済の方が勝ち、高句麗王が殺されたとあるが、この形勢に副うた事件として理解できる。

かくて日本の保護下に、百済の地位が安定した。

そしてそれまで臣従していた燕が亡んだので、代りにかって燕が北支に進出するまでやっていた様に晋に朝貢したのが372年、『晋書』の百済の最初の晋への朝貢である。同時に倭王に七枝刀を献じて、軌道にのった日済関係の印としたのである。

七枝刀銘文の表は吉祥形で形式的に刻んだものに過ぎず、泰和4年の年号以外は意味がない。裏は先世以来、未<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>此刀<sub>一</sub>。百濊王世子。奇生聖音。故<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>倭王旨<sub>一</sub>造。伝不<sub>レ</sub>□世であるが、これは先世以来、未だこの刀あらず。百濊(百済)王世子、奇くも聖音をおこす。故に倭王の旨の為に造る。伝えて・・・とよむべきである。奇生聖音の聖音は神聖な誓いの言葉の意味で、聖音を生す(おこ)す、神聖な誓をたてる意と思う。

漢や趙など五胡十六国の王が、時に天王と称していたのは、王や大王より上で、皇帝より下位の意、又は同格位の意があるが、我国の天皇を書紀注の百済系史書(『百済新撰』)や百済系史書を寫したと思われる本文に天王とも書いているのは、恐らく天皇の原形であろう。百済で我国を燕の代りとし、天皇を燕の王の様に天王とよんでいたのではあるまいか。百済は南朝に朝貢していたので、天王は百済の使いうる最高の称号であった。その始期はやはり四世紀にさかのぼれるのではないかと思う。

かく解すると百済の本当の第一代は355年頃の即位という事になる。それは『古事記』の照古王、『書紀』の肖古王、『晋書』の餘句、『三国史記』の近肖古王という事になる。

結局肖古王より前の百済諸王は後になって作られ加上されたものという事になる。

『三国史記』及び『書紀』の利用した百済系史書の信憑性について更に取上げるべき問題がある。漢史によると

372年(咸安二)百済王餘句遣使

384年(太元九)百済遣使来貢方物

385年（太元十一）以百濟王世子暉爲百濟王  
以上『晋書』

416年（義熙十二）以百濟王餘映、爲使持節・・百濟王、

420年（永初元）百濟王餘映進号鎮東大將軍

424年（景平二）映遣長史張威詣關貢獻

425年（元嘉二）太祖詔之曰・・・百濟王・・・其後每歲遣使奉表獻方物

430年（元嘉七）百濟王餘毗、復修貢職、以映爵授之 以上『宋書』

これによって百濟王譜を考えると、372年餘句が在位していた。386年又はその前年に暉が即位した。416年以前に映が即位し424年までは在位していたのである。

映は『三国史記』によると腆支（或は直支）であり、書紀では直支王であるが、どちらによっても即位は405年である。薨去は書紀414年、『三国史記』は420年で、いづれにしても、薨去の方は『宋書』とずれている。

丸山二郎氏は『日本書紀の研究』で、映は書紀、『三国史記』によれば、直支の後で王となった久尔辛だろうとされた。しかしそれでは都合の悪い史料がある。書紀応神卷三十九年の春二月、百濟直支王がその妹新齊都媛を遣し天皇に仕えしめ、新齊都媛は七婦女を率いて、来歸したとある。同じ様に貢上された雄略卷池津媛が『百濟新撰』では適稽女郎であったが、新、齊、都、は、百濟系史書が人名を表記するのに使っている漢字ではなく、媛も日本的な書方だから、これは国内史料より出ているのだと思う。応神39年は戊辰で、これを辛酉起点半年一年の干支とすると、通常の干支は甲子、甲午となる。甲午394年では、書紀『三国史記』の405年直支即位に対し早すぎる。甲子とすると424年となる。この年直支王がその妹を貢上したのであるから、416年と420年と、424年に在位していた映が久尔辛では具合が悪くなる。

又三品彰英氏は『日本書紀研究』第一冊「日本書紀所載の百濟王暦」で、久尔辛は年幼く、執政木満致は王母と相姪けて無礼が多かったと、書紀に出ているのを取上げ、百濟は対外的には直支王薨後も猶在位中という事にしていたのだろうとされた。しかし宋にはそれでよかったであろうが、応神卷同条注『百濟記』によると、その木満致は我国に往還し、我国の制を受けて、百濟の政を執っていたという。直支王は我国に人質に来、我国の援助で王位についた。その様に深い関係があるのであるから、喪を秘して置く事は不可能であったろうし、そうしたとは思えない。したがって424年には直支王は生存していて、その妹を我国に貢上したのだと思う。

結局書紀『三国史記』の直支王薨の紀年は、漢史と合わず、史実からずれていると思う。

『晋書』372年餘句の遣使は、書紀、『三国史記』肖古王薨去が375年だから句を肖古王とする問題はない。『晋書』386年、世子暉の授爵は、書紀『三国史記』貴須王384年薨、枕流王385年薨であるから、暉が枕流王について王となった辰斯王であれば、紀年は合うが辰斯は枕流の叔父なので、世子ではない。

今もし書紀『三国史記』の百濟王譜の関係部分が十年くり上げられているとすると、375年薨の肖古は385年薨となり、次の貴須は肖古王の子であるから、『晋書』と合う様になる。その十年のずれを直支王薨年にもって行くと、書紀の414年は424年、『三国史記』の420年は430年となり、漢史や書紀の新齊都媛記事の紀年と矛盾しなくなる。

かく書紀及び『三国史記』の430年頃までの百濟王暦は漢史と比較してくい違いが多く、すぐ信用出来る様なものではない。

又書紀及び『三国史記』を当時の金石文七枝刀銘及び好太王碑文と比較してみると、七枝刀については書紀には記載があるが、『三国史記』には関連した記事がない。好太王碑についても、辛卯年

の倭渡海破百残等の記事分を除くと、直接合う部分がない。特に『三国史記』においてはそうである。

『三国史記』にも、我国と高句麗との戦いの記事は全くない。好太王碑の方は396年より407年に至る、我国との戦いが記事の中心である。『三国史記』の百濟本紀、高句麗本紀には392年より395年までの高句麗と百濟との戦いが出ているだけだが、この期間は好太王碑には何んの記載もない。『三国史記』は事件後七百年の著述、好太王碑は直後の414年の製作だから、好太王碑の方を採るべきなのは当然である。

その上当時の満州、支那の形勢を考えると、好太王碑の方に合うのである。

370年、秦が燕を亡してより、北支では秦の全盛時代となった。しかし383年、秦が澠水で晋に敗れると、秦は振わなくなり、やがて亡んだ。その後を受けて北支の東半を入手して再び燕を興したのが、さきに燕滅亡のきっかけを作った慕容垂であった。彼は386年後燕を興し、皇帝と称したが、その前年385年6月高句麗は遼東に寇して、遼東、玄菟を陥れた。しかし十一月、慕容垂は慕容農を遣して高句麗を撃ち、遼東、玄菟を復した。それより高句麗は燕に抑えられていた。所が燕の慕容垂は395年、同族の魏王珪と參合陂で戦って大敗した。翌396年、垂は魏の都平城を急襲しておとし入れたが、參合陂を通る時、戦死者を祭った所嘔血し、まもなく死んでしまった。その後を受けて子の宝が即位したが、彼が先ずした事は、垂に自分を悪く言った垂の先段后を自殺させる事であった。無能な宝は、魏の侵略、部下の謀反に苦しみ、高句麗を宥和する事とし、高句麗王安を平州牧と為、遼東、帯方二国王に封じた。かかる形勢の下で高句麗は南下の餘裕を得たのである。だから396年、高句麗が百濟王を奴客とし、王弟大臣10人を虜としてつれ歸ったという好太王碑の記事は、396年だから理解できるのである。『三国史記』の392年より395年までの高句麗の百濟侵略は疑わしい。

つまり金石文に照してみても、この時代の『三国史記』はあまり信用できないのである。

唯書紀『三国史記』の百濟王暦を10年くり下げてみると、分りやすくなる。

書紀応神卷に、三年、百濟辰斯王立ちて礼を貴国（日本）天皇に失い、天皇は紀角宿称等を遣して無礼の状を嘖めしめられた所、百濟国は辰斯王を殺して謝したので、阿花を王にしたてて歸つたとあるその応神三年は干支二運百二十年くり下げて、壬辰392年となる。それは『三国史記』辰斯薨、阿莘即位と同じ紀年である。しかし不意に無礼というだけで殺されるというのは不自然である。もしこれを10年くり下げてみると402年となる。

好太王碑をみると、399年、百濟が誓に違ひ、倭と通じ、倭は新羅の国境に満ち、城池を潰破し、高句麗王の奴客となった百濟王を又もとの倭王の臣民としたとあり、更に400年高句麗は歩騎五万で新羅を救つたとあり、更に404年倭は帯方郡に侵入したが、倭寇は潰滅したとあり、更に407年歩騎五万で戦って勝つたとある。

402年は戦乱の最中であって、百濟王が不信行為をして殺されるという事はありうる事である。396年に裏切っているから猶更の事である。

書紀注『百濟記』の「阿花王立ちて貴国（日本）に礼なし、故に、我が枕弥多礼及び峴南。支侵、谷那、東韓の地を奪われぬ、是を以て、王子直支を遣して、先王之好を修む」は応神八年丁酉の出来事である。丁酉を干支二運百二十年くり下げると397年となる。

しかるに好太王碑には396年百濟は高句麗の奴客となり399年に又々倭に通じたと言うのであるから紀年が合わない。もし十年くり下げると407年となる。

この年、好太王碑によると倭国と高句麗は戦っているのだから、百濟王はその時不都合な事があって、領土の一部を我国に取上げられ、かつ人質を出さざるを得なくなったのであろう。そう解するとう

まく納る。

書紀応神卷 28 年秋 9 月の条に、「高麗の王、使を遣して朝貢る。因りて表上れり。其の表に曰く『高麗の王、日本国に教ふ。』といふ。時に太子菟道稚郎子、其の表を読み、怒りて、高麗の使を責むるに、表の状の礼無きことを以てして、則ち其の表を破つ。」とある。

この応神 28 年は丁巳で、これを辛酉起点半年一年の紀年とした通常紀年は己未(419)か己丑(389)であるが、この場合応神治政下の己丑とすべきであろう(前論文の修正紀年で 394 年応神崩)。菟道稚郎子は応神崩御後間もなくなくなられたのである。389 年だと先述した如く高句麗は後燕の圧力を受けていた時代で、我国と結び後方を固めようとして来朝したのではあるまいか。

書紀の記事の中、百濟王暦と関りのある記事は干支二運百二十年くりさげ更に十年くりさげるとよいのであるが、それ以外の記事はその必要はない事勿論である。

仁徳紀 4 年の、仁徳天皇が高樓にのぼって民の煙の少いを見て、民の窮乏を察して三年の課役を免ぜられたという事、仁徳紀にはその理由がなにも書いてない。しかし仁徳四年は丙子で、これを辛酉起点半年一年の紀年とすると、その通常紀年は戊戌か戊辰、その中戊戌 398 年が正しい。その 398 年は、好太王碑によると、倭と高句麗との戦いはじまった 399 年の前年である。大規模な軍事動員をはじめたので、家々に働きざかりの男子がいなくなり、労働力が不足し薪を十分とりに行く事も出来なくなって、民のかまどに煙があまりたたなくなったのであろう。三年の課役免除は、大規模な出兵のつづいている間、不急不要の工事、行事を停止し、それによって浮いた課役を免除したのであろう。三年の課役免除は六年にわたり、課役が復活し、宮室が構築されはじめたのは仁徳十年に至ってである。仁徳十年は壬午で、その通常紀年は辛丑 401 年である。この年、朝鮮半島の事情が好転し、大規模な動員解除が行われて、課役復活が可能となったのであろう。

『資治通鑑』によると、399 年(隆安三年)、高句麗宥和政策をとっていた燕王宝が死んだ。400 年(隆安四年)、燕王盛は、高句麗王安が燕に仕えて礼慢なので、兵三万をひきいて襲い、新城、南蘇を抜き、領土をひろげ、五千余戸の人民を、燕の旧領内に移した。この年、高句麗は新羅救援の為、歩騎五万で出兵しているが、背後をつかれては、新羅所ではなくなったであろう。

昔日の勢威はないにしても燕が背後より高句麗をついたので、倭にとって情勢は好転し、かなりの動員解除が可能になったのであろう。

『資治通鑑』によると、高句麗は 402 年 5 月、宿軍を攻め、燕平州刺史慕容歸は城を棄てて走っている。

仁徳紀に十二年秋七月辛未朔癸酉、「高麗国、鉄の盾、鉄の的を貢る。」八月庚子朔己酉、「高麗の客を朝に饗へたまふ。是の日に、群臣及び百寮を集へて、高麗の献る所の鐵の盾、的を射しむ。諸の人、的を射通すこと得ず。唯の臣の祖盾人宿祢のみ、鉄の的を射て通しつ。時に高麗の客等見て、其の射ることの勝れたるを畏りて、共に起ちて拜朝す。」とある。仁徳十二年は甲申で、それを辛酉起点半年一年の紀年とすると、通常紀年は壬申か、壬寅となる。それは 372, 402, 432 年であるが、修正紀年で仁徳期に入る 402 年とすべきであろう。

腹背に敵を受けた高句麗は 402 年燕に反撃すると共に、我国に使を出して妥協をこころみただと思う。

その折恐らく高句麗は三韓は日本に、帯方郡は高句麗にという妥協案を出したのだと思う。雄略卷二十年、高句麗に百濟がほとんど亡された時、高句麗王は長追いをせず「百濟国は日本国の官家として、所由来遠久し、又其の王入りて天皇に仕ふること、四隣の共に識る所なり。」と言ったとある。その結果、百濟は我国より馬韓の熊成を得て国を再建出来たのである。又倭王が宋にくりかへし要求した諸国諸軍事の官爵の、その諸国に慕韓(馬韓)を含め三韓及びその中の新羅、任那、

加羅を入れる事は容易であったが、百済のみはとうとう最後まで入れる事が出来なかった事も考え合すべきである。この場合百済は帯方と同様に見られていたのではあるまいか。『三国史記』新羅本紀の実聖尼師今元年(402)與倭国通好,以奈勿王子未斯欣為質は402年高句麗の我国への遣使に應ずるものかもしれない。

我国はかかる状勢の下、必ずしも順従でなかった百済王を罰したのであろう。(402年)

和議はすぐ破れて、我国は再び体勢を整えて出兵、404年、帯方に侵入したのである。その帯方は396年、高句麗が南侵して入手した百済の領土で、既に高句麗の領土とみてここでは帯方と書いてあるのである。

翌405年1月、燕王熙は高句麗を伐ち遼東城を攻め一時陥れたが、皇后と輩に乗って先頭にたつて入城しようとして、敵に時間を稼がれ、敗れざるはめにかつた。406年にも、燕王熙は高句麗を攻めた。その翌407年燕は高雲と馮跋に亡された。高雲は高句麗王家の同族であったので、馮跋の北燕と高句麗との間は平和になった。

その407年、我国は又高句麗と最後の戦を戦った。

その後倭と高句麗との戦がやんだのは、或は北燕を含め妥協が成立したのかもしれない。

応神紀に七年秋九月「高麗人、百済人、新羅人並びに来朝り。時に武内宿祢に命じて、諸の韓人等を領いて池を作らしむ。因りて、池を名けて韓人池と號ふ。」とある。

この応神七年は丙申である。丙申を辛酉起点半年一年の紀年とすると、通常紀年は戊辰か戊申である。378, 408, 438年のどれかであるが408年をとりたい。

高麗人、百済人、新羅人は来朝後、韓人池作りの苦役に使われたのをみると、これは戦時捕虜に違いない。高麗人の捕虜は399年から407年に及ぶ我国と高句麗との戦いで生じたものであろう。

好太王碑をみると、我国と高句麗との戦いは407年が最後である。其後百済は雄略二十年高句麗に帯方故地を追われるまで、帯方故地にいたのであるから、407年の戦は好太王碑には高句麗が勝った様に書いてあるが、実際は我国が勝つてその直後の妥協で百済の旧領を確保出来る様になったのではあるまいかと思う。

407年の戦の後、戦中不都合のあった百済王阿花を責め、三韓内の百済領土の一部を罰として奪い、王子直支を人質として我国に来らしめた事先述の通りである。

その翌408年、8年間の戦で得た捕虜を我国につれて韓人池を作らしめた。

かく解すると理解できる。

書紀には、朝鮮半島での戦争の事が少しも記されていないのはどういう訳であろうか。

これは、それらの記事が、履中紀六年の蔵職で作られた資料より出ている為であろう。呉との通交記事も経済に関する事しかない。それも蔵職資料から出ている為であろう。

結局好太王碑の場合も、書紀及び『三国史記』の百済王暦を十年くり下げると無理がなくなる。

又久尔辛の場合は、『三国史記』の場合は、420即位8年の治世で430年には次の毗が宋に遣使しているから実在しない王になってしまう。書紀の場合は、久尔辛は424年即位となる。この場合は応神卷424年直支王が妹を貢上したという記事と矛盾しなくなるし、『宋書』の映の416年、424年朝貢とも矛盾しなくなる。425年の授爵は前年の使に対するものだから、一年後になっていても差支えない。『宋書』に其後毎歳遣使奉献というあいまいな記事があるのは、或は三品彰英氏が説かれる様に、久尔辛が直支の名でやっていたのかもしれない。430年には毗が映即ち直支の爵号を得ているので、久尔辛の遣使でも直支の名だったろう。

又『古事記』に、応神天皇の御代、照古王が良馬を阿知吉師に付けて、又和迹吉師に論語等を付けて貢上したとある。『応神紀』によると、それは応神十五、十六年の出来事である。応神十五・十六  
(甲辰) (乙巳)

年を辛酉起点半年一年の紀年とみると、その通常紀年は西歴 383, 384 年となる。これは書紀及び『三国史記』王暦では貴首王の代にかかる。しかしこの王暦を十年くり下げると、この王暦では 375 肖古薨、376 貴須即位、384 貴須薨であるから、385 年肖古薨となって、照古王が王仁等を貢上した事になり矛盾しなくなる。猶応神紀の良馬及王仁貢上記事には百濟王とのみ記し、王名はない。照古王でも差支えないのである。延暦十年四月 文忌寸最第等の上表文に王仁の貢上を久素王の時としているのは、すでに百濟王譜がむやみに増殖しはじめた時期の上表であるという事もあるが、すでに『百濟記』等編纂の時期に十年ひきのばされていた百濟王暦に應ずる対応なのだろうと思う。『古事記』にはありのまま書いたものがそのまま残っているのである。

かく見てくると、書紀及び『三国史記』の 430 年以前の百濟王暦には誤りがあり、十年くりさげると現存各史料間の矛盾がなくなるという事になる。それにしてもこの時期の『三国史記』の信憑性はかなり低いとみねばならない。

唯百濟系史書及びそれより出ている書紀の王暦と関係のない記事には、かなり信用出来るものがある。

上代の史料記録は日本でも百濟でも紀年は干支だった様で、百濟王暦が延長されても、それ以外の紀年はもとのままの場合が多かったのではないかと思う。

382 年の例の『百濟記』注も壬午と紀年を記し、隅田八幡鏡銘も癸未と紀年を示している。又『神功紀』四十六年三月記事中に、甲子年七月中という紀年が出ている。文中の紀年なのでそのまま残ったのである。

百濟王暦を十年くり下げても、一般記事は干支の方を尊重し、そのままだったのである。

書紀の 425 年の呉への遣使も、425 年乙丑を通常紀年とした辛酉起点半年一年の紀年の庚午をそのまま書紀はとっている。

神功紀 46 年 (366) より 52 年 (372) に至る百濟歸属の由来を述べた一連の記事には『百濟記』が利用されている (国内史料も使われている。前論文で論じた) が、その紀年は七枝刀銘文と合うのでまず事実であろうと思う。(前述)

又神功紀 62 年 (382) 記事注『百濟記』は、それと同一記事が、応神紀 14 年、16 年にあるが、応神紀の方は辛酉起点半年一年の紀年で、神功紀の方はその中の癸卯の方の通常紀年でぴったり一致する。秦氏歸化に伴う事件を書いてあるにもかかわらず、神功紀の方にはその事には全くふれていない事もあって、応神紀の方は『百濟記』と全く無関係に作られた国内史料だという事が分る。(前論文で述べた)

これらを見ると『百濟記』の百濟王暦と関係のない記事は一応信用出来るのかもしれない。

『三国史記』の方は、この時期についての王暦以外の記事は、漢史及び記紀と紀年の一致するものがなく、その信憑性極めて薄しとせざるを得ない。

『文』第一卷第十三号 (明治 21 年 6 月) の「星野恒先生ノ回答」(『文』記者の那珂通世の紀年論についての質問に対するもの) に、「吾輩ハ書紀ノ年代ノ差謬ト虚飾ノ多キヲ発見スルト同時ニ、舍人親王ノ愛国心ノ盛ナルヲ欽慕シテ措カザルナリ。」として、成務崩年までは古事記崩年干支によるべきだという事を説かれた。

その後菅政友氏の『古事記年紀考』以下古事記崩年干支を重視する考え方が有力であったが、その一部が辛酉起点半年一年の紀年だという事に思い至らなかったもので、どうしても漢史とうまく合わぬ点があった。(古事記崩年干支をそのまま生かすと、安康元年は 455 年となる。『宋書』によると、460 年、倭国の遣使があり、462 年になってはじめて世子興に対する授爵があった。460 年のが世子興の使だったとすると、興は即位後 5 年目になを世子となっていた事になり少々おかしい。)

又書紀の紀年と合わないという弱点もあった。そこで末松保和氏は、『青丘学叢』13号の「日本上世年紀考」で、記紀、漢史、韓史より離れて一団のまとまった史料と考えようとされ、水野祐氏はそれをうけて『日本古代王朝史論序説』で『古事記』に崩年干支のある十五天皇及び安康、顕宗、欽明のみが実在の天皇とされた。

しかし辛酉起点半年一年の紀年が見出された今日、古事記崩年干支はうまく書紀紀年と一致する様になった。その上は古事記崩年干支に出ていない天皇の実在も認め、それに関する修正紀年も認めるべきである。まして古事記崩年干支のある天皇の実在や、その修正紀年を認めるべきである。かつ古事記崩年干支には私の前論文にあげた如く通常紀年、辛酉起点半年一年の紀年等各種のものが混っているので末松氏の如く一団のものとして考える事は出来ない。

橋本増吉氏は、『東洋史上より見たる日本上古史』で、讖緯説によって、各天皇の聖運に應ずる治政年数が机上で定められたのであろうと説かれた。

橋本氏がその様なものとしてあげられた治世年数の中で、一番新しいのは仁徳天皇の87年である。その治世年数は、別の理由で算出されたものである事を、私は『大化前代の紀年 II』で論じた。仁徳天皇のについて新しい神功皇后の治世年数も同様であって、どちらも讖緯説による算出ではない。

三品彰英氏は、神功皇后を卑弥呼と見て、『魏志』によって、書紀の神功皇后の紀年をきめたのだらうと、『増補 上世年紀考』の「紀年新号」で説かれた。

書紀紀年を、そのやりくりの跡を逆にたどってみると、古事記仲哀天皇崩年壬戌を辛卯331年の辛酉起点半年一年の紀年と見た場合と治政年数も一致する。つまり書紀紀年は実際の紀年なので、『魏志』などから逆算したとは見えない。

允恭紀以前の書紀紀年は原則的に半年一年である。したがって、成務、景行治政の六十年は通常の数え方では三十年である。これは那珂通世氏以下がしばしば試みられた治世年数の平均を利用したものであろう。

しかし二度とくりかえさないものとして考えるべき史学に治世平均年数を方法として利用するのは間違いである。

安本美典氏の『倭の五王の謎』で安本氏は先ず「倭王武は雄略天皇」である事について論じて居られる。氏は用明天皇より光仁天皇までの19代およそ200年の平均在位年数10.35年を出し、用明天皇在位中だったと考えられる586年より、用明天皇より十代前が雄略天皇であるから、雄略天皇は103, 5年前の483年頃の人とされた。又氏は雄略紀によると雄略天皇は百濟の蓋鹵王より、文周王、三斤王をへて、末多王即位の頃までの人であるが、日本書紀の編者はその様な伝承や百濟関係の史書によっているので、三国史記のそれら百濟諸王の治政年数で、雄略天皇時代が推定されるとされた。蓋鹵王は455—475年、次の二王は4年位で、後は末多王となる。それより考えて倭王武が宋に遣使した478年、479年が雄略天皇の治政期間には入るので、武は雄略天皇だとされた。しかし私の修正紀年は、記紀大陸資料皆一致し、ゆるぎないものであるから、それが発見された以上一代10, 35年といった漠然たる計算や百濟の紀年で類推する必要はないのである。氏はついで「倭王讚は応神天皇」である事を論ぜられた。氏は雄略天皇の場合うまく一致した一代10, 35年を又利用して、応神天皇は用明天皇より16代前であるから165, 6年さかのぼり420年頃が応神天皇の御代とされた。しかし柳の下にいつもどじょうがいるとは限らず、この場合は、私の修正紀年で394年が応神崩年なのであるから39年ずれている。

又氏は書紀には応神紀にのみ百濟の直支王が出ている事から、応神天皇は直支王の頃の人であるとし、『宋書』『三国史記』によると直支王は420年頃の人であり、書紀でも『三国史記』でも直支

は倭国に人質となって倭国に来ているから、直支が応神天皇の時代の人だという日本側の記憶は、かなり確実なものを見てよいただろうとされた。しかし応神紀の直支関係記事は、人質、即位、薨云に関するものは、百濟記紀年を干支二運120年くりあげた所たまたま書紀での応神天皇の御代になったから、そこに入れたに過ぎぬ。直支妹貢上の記事は辛酉起点半年一年の紀年による国内史料より出ているが、他の直支王記事にひかれて、半年一年で60年くりあげ、干支のみ同じ年に置かれているのである。

## 二

私の『大化前代の紀年』によって、倭の五王を誰に比定するかの問題は最終的に解決した。前田直典氏の「応神天皇朝という時代」(『オリエンタリカ』創刊号)で説かれている讚＝応神・珍＝仁徳などの比定は一切しりぞけられねばならない。又『倭の五王とその前後』で原島礼二氏が、倭の五王は別々の二つの王系に属していると説かれた説等も退けられねばならない。

其他ふれるべき事が多いが後述する。

## 三

吉村貞司氏は『日本古代暦の証明』で、冬至正月の固有暦が行われていたとし、更に「冬至正月を立証する直接の資料はない。もともと現存していたが、暦の変動はその意味をうばい、全く無関係の如くなってしまった。私はここではまだそのことに触れる時期ではないと考える。」とされた。しかしその資料が全くない訳ではない。内田正男氏の『日本書紀暦日原典』は、日本書紀の紀年月付に相当する儀鳳暦、元嘉暦の紀年月日及び冬至と、冬至より冬至に至る日数を十二で割って出したそれぞれの月の、月のはじめである中気を計算された。それを利用して検討したい。特に断らない場合は氏の計算である。

推古紀35年丁亥(627)11月の冬至は乙卯で、その翌丙辰を推古36年(628)の元日とするとその丙辰は、書紀の推古36年正月戊申朔の戊申の8日後になる。これは書紀の推古36年3月丁未朔癸丑崩と、『古事記』の戊申年(628)の3月15日癸丑崩との間の8日の差である。崇峻紀5年壬子<sup>(7日)</sup>(592)11月の冬至は辛亥で、その翌日は壬子である。その壬子を推古元年(593)元日とすると、その壬子は書紀の推古元年癸丑正月朔は壬寅であるから、その壬寅との間に10日の差がある。これが書紀の崇峻5年11月乙巳崩と、『古事記』の壬子年(592)11月13日崩との10日の差である。

元嘉暦と冬至の翌日<sup>(3日)</sup>を元日とした暦との元日干支の差を知り、かつ『古事記』の冬至の翌日を元日とする暦での両天皇崩御の月日、日の干支を知り、そこより書紀の両天皇崩御の日付を出しているのである。

『古事記』の方のは、吉村氏が立証する直接の資料がないとされた冬至に関する暦なのである。唯吉村氏は冬至を元日とされたが、これはその翌日が元日になっている。

又記紀の仁徳天皇等崩御の日についてもふれるべき点がある。

仁徳天皇は『古事記』では丁卯8月15日崩、書紀では仁徳87年1月16日崩である。私の修正紀年では仁徳天皇は丁卯427年(半年一年の数え方で治世66年)の崩御である。仁徳紀87年1月16日は癸卯である。仁徳紀66年戊寅の1、2月頃に癸卯の日を求めると、2月15日になる。これは『古

事記』に丁卯8月15日崩とある日付を、半年一年の暦によって直し、その後半六ヶ月を一年として計算すると、2月15日になる。(書紀仁徳66年は戊寅で、戊寅は辛酉起点半年一年の暦では後半の方の年である。その様な年では通常の年の7月1日が1月1日となる。したがって8月15日は2月15日となる)ここにおいて記紀の仁徳天皇崩御は年月日共に一致するのである。

仁徳崩年丁卯の辛酉起点半年一年の紀年は甲戌である。したがって先にあげた戊寅は、種々ひねくり廻した後の紀年で『古事記』紀年と別に元来あったものではない。結局『古事記』仁徳崩御日付が元来あり、それより計算して戊寅日付が出、更にその日の干支と同じ干支の日をえらんで、書紀の仁徳崩御の日付が出てきたと解すべきである。

付記 応神天皇は、記では甲午9月9日崩、紀では庚午41年戊申崩である。私の修正紀年では394年(甲午)崩で、その甲午の辛酉起点半年一年の紀年は丁卯、戊辰である。庚午応神41年戊申は2月15日である。戊辰を更に一年くり下げた己巳の一、二月辺りに戊申を求めると、3月9日となる。394年甲午9月9日を半年一年に直し、その後半7月1日を1月1日とすると、9月9日は3月9日となる。己巳は辛酉起点半年一年の紀年では、通常紀年甲午の次の乙未の前半であるが、応神崩御の後かなりして、それまで通常紀年で7月1日が1月1日だったのを、通常通り1月1日を元日に変えたとすれば、一年辛酉起点半年一年の暦でも一年の年があって、それ以前は通常の紀年に対する辛酉起点半年一年の紀年は当然のことながら一年くりさがっているという事になるので、その様な年として甲午394年に応じているのだと思う。仲哀天皇は記では壬戌(331)6月11日、紀では仲哀9年戊申である。記応神宝算130才、それより記紀紀年の差16年を引くと114才<sup>(乙未)</sup>、庚午応神41年(310)より114才を引くと仲哀6年丁丑(197)となる。その2月6日が乙未である。記の壬戌6月乙未より、仲哀6年2月6日(乙未)が出てき、2月6日をそのままに3年くり下げて紀の仲哀9年2月6日崩となったのである。成務天皇は、記では乙卯3月15日、紀では60年6月己卯である。乙卯(戊申)を応神崩年甲午に應ずる己巳にならい、通常年の後半年とみると、3月15日は9月15日己卯となる。後前年10月1日を正月とする暦に直され、7月15日己卯になり紀のそれに近い6月11日己卯になったのである。ここにおいて記紀が一致するのである。

成務より仁徳に至る崩御の日付は、記紀で相違している事、他の部分と同じであるが、紀年をいじっている間に別々になったので、その過程のどこかで元来はつながっていたと言い得る様に思う。

(本学教授 旭川分校)